

第四次厚木基地騒音訴訟上告審判決に関する

知事コメント

平成 28 年 12 月 8 日

本日、最高裁判所において、いわゆる「第四次厚木基地騒音訴訟」の上告審判決が言い渡されました。

判決では、原告の主張が認められませんでした。関係者の皆様のご努力により、今般の一連の訴訟を通じて、厚木基地周辺の騒音被害の深刻さが、改めて示されたものと受け止めています。

国においては、4度にわたり司法の場において騒音被害の違法性が認められたことを重く受け止め、騒音問題の抜本的な解決に向け、最大限努力するよう強く求めます。

県としては、一日も早く空母艦載機の移駐を実現させるなど、騒音問題が抜本的に解決するよう、引き続き、関係市と連携して、粘り強く国及び米側に働きかけてまいります。

(問い合わせ先)

神奈川県 政策局	基地対策部	基地対策課
課長	三森	電話 045-210-3370
対策推進グループ	舘野	電話 045-210-3375